

郡山市 女性委員登用率について

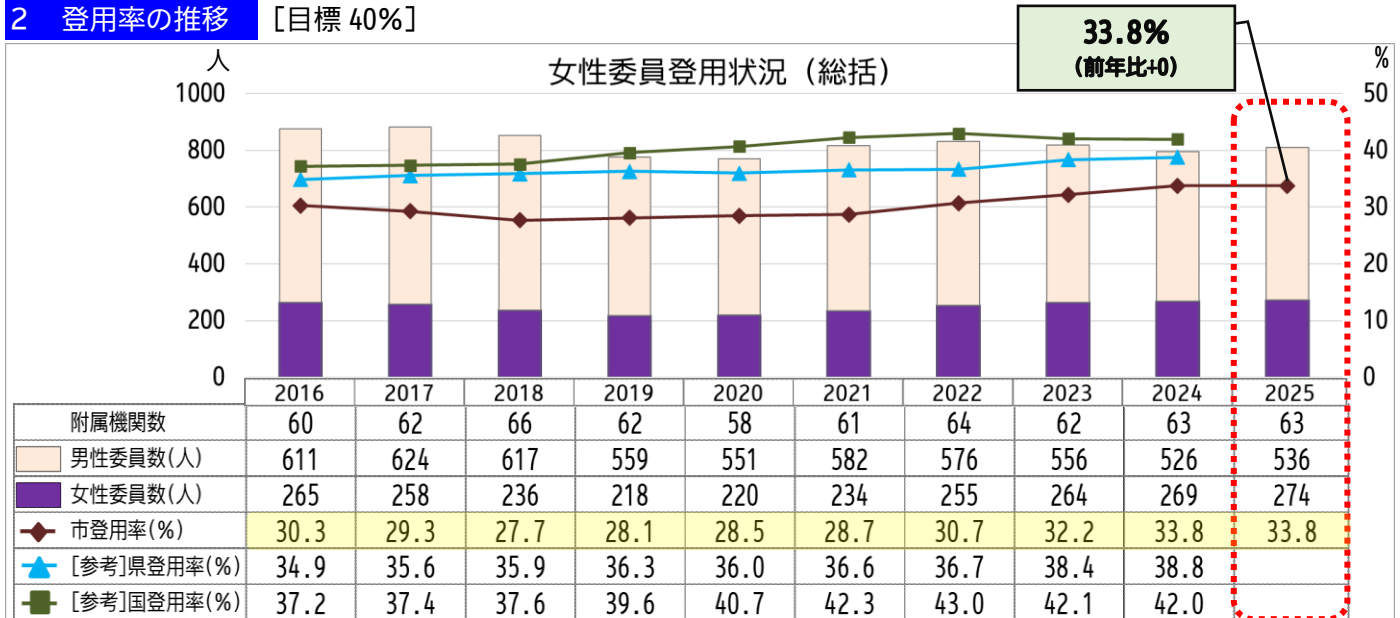
1 女性委員登用率の概要

○基準日：令和 7 (2025) 年 4 月 1 日時点

○対 象：(1) 地方自治法第 138 条の 4 に基づく委員会(法令・条例に基づく委員会等)：57 機関
(2) 地方自治法第 180 条の 5 に基づく行政委員会：6 機関

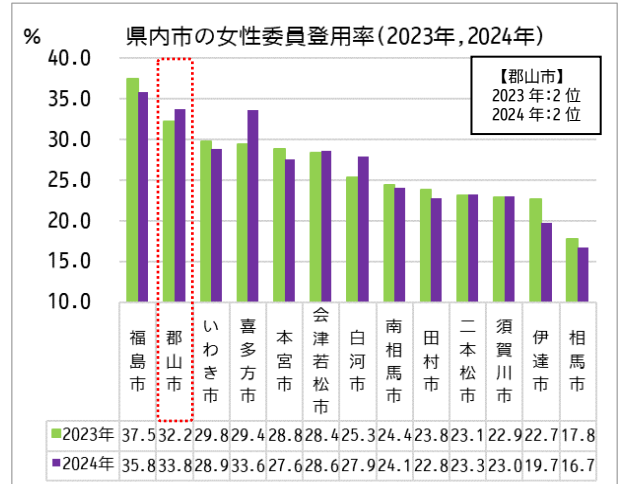
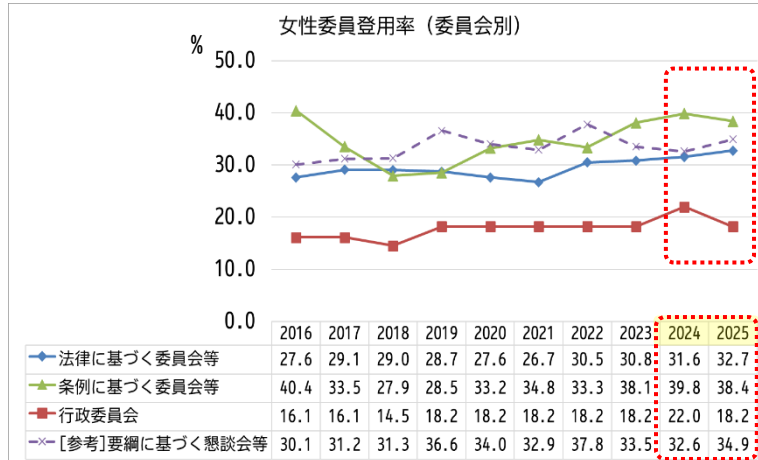
計 63 機関

2 登用率の推移 [目標 40%]



【登用率詳細】

【参考】



登用率は前年比横ばい

- ・2019年から2024年まで6年連続で上昇していたが、2025年4月1日時点の登用率は、前年から横ばいとなった。
- ・法律に基づく委員会等の登用率が前年比増となった一方で、条例に基づく委員会等と行政委員会の登用率は前年比減となった。

3 女性委員の登用推進に向けて

女性委員の割合 40%以上の実現に向けた女性委員の登用推進について

- (1) 団体推薦を行う際、団体に対して女性の推薦を積極的に呼びかける
- (2) 候補者の選定を行う場合は、男女それぞれの候補者の案を出して検討を行う
- (3) 法令の制限がない条例設置の委員会は、充て職によらず委員の資格要件を女性の登用が進む要件にする